

生活保護裁判連絡会第14回総会・交流会

お米がおいしい、
お酒もおいしい!

新潟で会いましょう!

全国生活保護裁判連絡会第14回総会・交流会開催要領

★反貧困全国キャラバンに呼応し、反貧困の輪を広げよう!

★甲信越で初めて開催!

1 スローガン

反-貧困 今、生活保護を活かすとき

2 日時 2008年9月7日(日)開場午前9時30分 開会午前10時 閉会午後4時

3 会場 新潟市総合福祉会館 (新潟市中央区八千代1-3-1) TEL025-248-7161

4 プログラム

【午前の部】記念講演 「格差・貧困と生活保護、ワーキングプア」

湯浅 誠 (反貧困ネットワーク・事務局長)

特別報告 ① 生存権裁判・東京地裁判決報告、② 震災と生活保障

【午後の部】分科会

第1分科会 生活保護基準・制度改正

(老齢加算、母子加算削減、通院交通費、2008実施要領改正、等)

第2分科会 生活保護の運用・支援

(別府市生活保護違法運用事件、浜松事件、現地から、等)

第3分科会 社会保障の危機と生活保護

(国保・後期高齢者医療問題、ホームレス支援、震災と生活保障、等)

5 参加費・資料代(当日払い) ○参加費 500円 ○資料代 1,000円

・事前申し込みは不用ですが、お昼のお弁当を申し込まれる方は、現地連絡先にその旨

FAX(025-241-0384)して下さい。「お茶付き」で、700円です。

6 問い合わせ先

○ 全国生活保護裁判連絡会事務局 つくし法律事務所

〒604-0982 京都市中京区御幸町通り夷川上る松本町568 京歯協ビル3階

TEL 075-241-2244 Fax 075-241-1661 E-mail jinken@eagle.ocn.ne.jp

7 現地連絡先

○ 新潟県生活と健康を守る会連合会

〒950-0088 新潟市万代1-2-6 第一トーカン万代ビューハイツ403号

TEL 025-241-0288 Fax 025-241-0384 E-mail kensei33@helen.ocn.ne.jp

生活保護裁判連絡会

第二六号 二〇〇八年八月発行
○発行 全国生活保護裁判連絡会
○事務局 つくし法律事務所
(075-241-2244) (075-241-1661)



反-貧困

ANTI-POVERTY CAMPAIGN



東京生存権裁判 6・26 不当判決を乗り越えよう!

東京生存権裁判弁護団 林 治

1 東京生存権裁判とは、七〇歳以上の生活保護受給者に対して支給していた老齢加算を、二〇〇四年度から段階的に削減し、二〇〇六年三月三十一日をもって廃止したことは、生活保護法五六条や憲法二五条などに違反する違憲・違法な処分であるとして、東京都在住の原告たちがその処分の取り消しを求めて、二〇〇七年二月十四日に東京地裁に提訴した裁判です。

老齢加算は、高齢者にはそしゃく力が弱いために消化吸収のよい食べ物を必要とし、肉体的条件から暖房費、被服費、保健衛生費等に特別な配慮を要するなど特別需要が存在するとして、一九六〇年から四〇年以上にもわたり、支給されてきたものです。

2 東京都各区(一級地)の地域に単身で居住する七〇歳以上の高齢者に対し、二〇〇三年度までは一万七九三〇円を老齢加算として支給されてきました。

もともと、老齢加算が支給されていたときでさえも、原告たちには、月額九万三五千〇円が生活費として支給されていただけであり(東京都各区(一級地の一)),決して十分とはいえないものでした。そのうえ、老齢加算が廃止されたことにより、約二割もの生活費が削減され、七万数千円で生活せざるを得ない状況に追い込まれました。

これでは人間らしい生活ができないとして、老齡加算の廃止が違憲・違法な処分であるから取り消すようにとの原告たちの要求は当然のものでした。

3 では、今回の東京地裁の判決は原告たちの当然の要求に応えたでしょうか。残念ながら、原告たちの当然の要求に「ならず、請求を棄却するという不当な判決を下しました。これは違憲・違法な行政処分を追随し、司法の役割を放棄したものと云わざるを得ません。

4 まず、判決では判断の枠組みとして、保護の不利益変更は「正当な理由」がなければできないと定めた法五六条が、厚生労働大臣が行う保護基準の定立行為についても適用があるかどうか検討しています。この点については、同条の趣旨は被保護者の利益保護のため、行政庁の恣意防止をはかる点にあるととらえて、原告たちの主張通りに同条の規定は保護基準の変更についても適用があるとした。

次に、今回の老齡加算廃止について、同条の「正当な理由」を基礎づける事情があるか検討していきます。

この点については、被告の主張のままに①国民一般及び低所得者層の各単身高齢者の消費水準について、六〇から六九歳の者と七〇歳以上の者とを比較すると、後者は前者よりも消費水準が低い（支出が少ない）こと、②七〇歳以上の単身無職者について、低所得者

層の消費水準と老齡加算を除いた生活扶助基準額を比較すると、前者は後者よりも低いことを根拠にし、高齢者には特別な需要は存在しないとしました。これは、「もつと低額で生活している人たちがいるのだから、老齡加算を廃止したとしても不合理とはいえない」ということです。

また、老齡加算は生活扶助基準の本体ではなく、付加されているものであるとして、厳密に生活扶助基準のみで生活水準を維持できるかどうかまで検討せずにこれを廃止しても著しく低い水準を設定したとはいえないとしました。すなわち、「老齡加算は『おまけ』なのだから、これを廃止するには厳密な生活実態調査まではしなくても構わない」ということです。

5 原告たちは、(1)消費支出は収入に制約されるものであり需要のすべてを反映しているものではないのに、消費がないから需要がないと結論づけていること、(2)低所得者層の中には本来生活保護を受給できるのに受給できていないもの（漏給層）が膨大に存在すると推測されているのに、これらの者を含んだ低所得者層との比較をしていること、(3)老齡加算廃止の方針は、「骨太の方針2003」及び「平成16年度予算編成の基本方針」においてすでに決定され、専門委員会での議論が始まる以前からその結論が先に出ていたものであり、専門委員会での「検証」はその方針を正当化するためになされたものであること、(4)専門委員会での議論も廃止について反対意見を述べる意見が多く、「廃止の方向で見直すべき」との意見集約は正しく審議経過を反映したものであること、(5)金澤誠一佛教大学教授調査内容では、最低生計費が10万3112円であり、老齡加算が支給されていたときでさえ、これを下回る水準であったこと、などを主張をし、老齡加算廃止処分の不合理性を訴えました。

しかし、判決はこれらに主張について十分に吟味することなく、形式的に簡単に排斥しているのです。

たとえば、(1)消費支出と需要は一定の相関関係は十分に推認できる。(2)保護基準の基礎とするには、一般国民の生活水準それ自体ではなく、これから数値を減らした者を基礎とするなど何らかの調整は避けられないところ、第1-5分位の者の生活扶助相当支出額を参照とすることは、殊更に所得が低い層を対象としているとまではいえない。(3)先行する他機関の決定にしても、検討・見直しを促す内容にとどまり、専門委員会の審議判断を拘束するような性質のものとは認めがたい。(4)専門委員会の中に、自身の意見の反映や議論の時間が不十分であることに不満を持っている者がいたことは別にして、専門委員会の席上で賛否の決をとつたり、反対意見の留保がないことからすれば、専門委員会出席委員の全員一致で了承されたことと推認される。(5)金澤教

授の調査結果は、六十五歳以上の単身者の九割近く、夫婦のみ世帯では五割余りが、最低生計費を下回る結果となっており、現実を踏まえたものではなく、意識的にあるべき数字として算定されたのではないかとの疑念を抱く、などという具合です。

6 今回の東京地裁の判決は、生活保護基準以下の生活を強いられている国民が存在する事実に対して、この貧困を解決するのではなくこれに合わせて生活保護基準を切り下げる行政府の行為を追認したものです。また、老齡加算は「おまけ」であるとの認識から、これがあつたからこそ「最低限度の生活」が営んでいたものであつたこと、これが廃止されたことで高齢生活保護受給者の生存権を侵害している実態から目を背けた不当な判決であつたといえます。

今後、高裁で原告団・弁護団・支援団体、及び他地裁で闘っている原告団・弁護団とともに、今回の不当判決を乗り越えるような活動を展開していきたいと考えています。

京都生存権裁判

不当訴訟指揮糾弾、裁判所は原告の生活実態を見よ！

弁護士 吉田雄大

1 生存権訴訟について
生存権訴訟の概要については裁判連ニュース32号、33号でも紹介したので簡単な紹介にとどめたいと思います。長年高齢世帯・ひとり親世帯に支給されてきた老齡加算・母子加算が削減・廃止されたのは違憲違法だとして、2005年4月の京都府の提訴を皮切りに、9都道府県、10の裁判所で116名の原告が立ち上がった裁判です。2008年6月26日には全国で初めての判決が東京地裁で言い渡されました（不当判決）。

2 京都訴訟の状況

東京訴訟判決に先立ち、2008年6月24日に京都訴訟で口頭弁論が開かれました。その日の期日の冒頭、次回期日に生活保護の在り方に関する専門委員会メンバーの、後藤玲子立命大教授を証人として採用されることがまりました。しかしその直後、裁判長から出た言葉は信じがたいものでした。少し長くなりますが以下にやりとりを再現します。

裁判所「証人として取り調べるのは後藤証人だけで、この日に結審予定とします」

弁護団「え！その他の証人は？」

裁判所「不要と考えます」

弁護団「・・・？・・・原告本人も採用しないということですか」

裁判所「不要と考えます。陳述書も出ていますし」

弁護団「原告本人が加算廃止の前と後とで生活状況にどんな変化があつたのか



問題でしょう」

裁判所「本件は個別の事情が問題になる事件ではなく、制度論ですから」

(中略)

弁護団「原告本人すら聞かないというのは、裁判所が、原告の生活実態を見ずに判断するということなのではないでしょうか」

裁判所「そういう意図ではないです。いや、本件はね、制度論の問題ですから」

弁護団「制度論違うでしょう。人権侵害があつたかどうかの話ですよ。裁判所のその対応は、実態を無視するということでしょう」

裁判所「それは見解の相違です」
弁護団「いや、裁判所それは違うでしょう・・・」

裁判所「(弁護団の話を遮って) 閉廷します」(直ちに退場)

3 全国で抗議の声を!

京都弁護団・支える会は、「制度論」の一言で切つて捨て、原告の生活実態を無視しようとする裁判所の訴訟指揮に抗議するとともに、次回以降の進め方について進行協議期日を設けることを強く要求しました。これに対し裁判所は、一旦は「進行協議期日を設ける。日程を決めたい」との意向を示したものの、その後「日程調整をしているが9月16日までに予定が合う日が無い」などと述べています。裁判所の対応は、真摯なものとは到底いえません。「進行協議を設けよう」と打診したが被告に反対されたので日

が入らない」などという言い逃れを画策していることは明らかです。

京都支える会では、6月24日の動きを受け急速、7月11日に緊急集会を開きました。また、毎週水曜日朝には、京都地裁前での抗議行動を継続的に行い、ピラの配布と署名活動をしています。全国のみなさん、京都地裁の不当な訴訟指揮に抗議するとともに、原告の生活実態に目を向けた判断をさせるよう、力を貸してください。

(連絡先は、京都生存権訴訟を支える会：電話075-311-9385 (全京都生活と健康を守る会連合会内)まで)



反貧困全国キャラバン、ついにスタート!
弁護士 舟木浩

「反貧困全国キャラバン2008 人間らしい生活と労働の保障を求めて、つながろう!」が、ついにスタートし

ました。

これは、2台のキャラバンカーが東西に分かれて全国各地を走り回り、キャラバンカーが回ってきた地域で街頭宣伝や集会などを行って、反貧困の運動を全国各地に広げる取り組みです。生活保護問題対策全国会議(代表幹事・尾藤廣喜弁護士)の主催で実施され、一昨年の高金利引き下げの運動等に用いられていたキャラバンカーとノウハウを活用している経緯や近時の反貧困の機運の高まり等から、共催団体として、全国クレジット・サラ金問題対策協議会、高金利引き下げ全国連絡会、全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会、労働者福祉中央協議会、反貧困ネットワーク、人間らしい労働と生活を求める連絡会議(通称：生活底上げ会議)といった団体が名を連ねています。

キャラバンのスタートにあたり、7月11日に福岡県の北九州で西ルートの出発式が開催され、翌12日に埼玉県の浦和で東ルートの出発式が開催されました。貧困に対する関心の高さを反映し、両者ともに500名を上回る参加者が集まりました。現在、2台のキャラバンカーが全国各地を走り回っており、10月19日に明治公園で開催される「反貧困・世直しイッキ」大集会(反貧困ネットワーク主催)に2台のキャラバンカーが合流してゴールとなる予定です。

今回のキャラバンでは、「生活保護基準(ナショナル・ミニマム)の切り下げ阻止」を獲得目標としています。



これは、昨年末の生活扶助基準引き下げを巡る攻防を踏まえたものです。昨年末、生活扶助基準の引き下げが打ち出されましたが、生活に困窮している当事者の訴えや国会議員に対する陳情等の運動によつて「1年先送り」という画期的な成果を勝ち取りました。しかし、今年、生活保護基準の引き下げの動きが再燃するはず

です。厚生労働省はすでに周到な準備を進めているはず。再度引き下げを阻止するためには、ナショナル・ミニマムの役割を果たしている生活保護の重要性を広く市民に知ってもらい、労働運動、社会保障運動など様々な取り組みをしてきた人たちが人間らしい生活と労働を求めて連帯し、引き下げに反対する大きな声をあげていくことが必要となります。今回のキャラバンを契機として、全国各地でお互いの顔が見える「反貧困」のネットワークをつくり、市民の力で「誰もが生き生きと暮らせる社会」をつくりあげる「新たな世直し運動」を起こしたいと考えています。

これから10月19日までの間に皆さんの地元にもキャラバンカーが回ってくるはず。是非、皆さん一人一人がそれぞれの地域でキャラバンの企画に積極的に参加し、各地に「反貧困」のネットワークをつくって下さい。また、全国各地の「反貧困」の声を結集させるため、10月19日に明治公園まで足を運んで下さい。

以上



非正規雇用・生活保護全国一斉ホットライン開催!
弁護士 普門大輔

非正規労働者や生活保護に関する法律相談と実態調査のため、本年6月21日を中心に全国49単体会(日弁連実行委員会本部含む)において「非正規雇用・生活保護全国一斉ホットライン」が開催された。

ホットラインのシステムとして、NTTコミュニケーションズの協力を得て、全国共通フリーダイヤルサービスを利用し、併せて、広域代表サービス、受付先変更サービスを利用することにより、相談時間が短い単体会や別日開催の単体会、電話相談を実施しない単体会の各地域内の相談者からの相談を受けられるようにし、24時間無料ホットラインという枠組みを採用した。

すなわち、短時間帯電話相談を実施した単体会にかかったフリーダイヤル電話を、長時間帯

電話相談を実施した単位会（12時間実施：奈良・大阪・福岡、14時間実施：愛知、24時間実施：埼玉）に、転送する設定をとり、回線数が少ない単位の割当回線を割り振る設定を行うことで、最終的には、24時間の相談を実施した会場（埼玉）に相談を集約した。日弁連が主催団体の一つとして実施した電話相談としては初の全国24時間無料電話相談会となった。

回線が開線確保された6月21日午前0時から回線が廃止される22日午後12時までに全国から11885コールという膨大な相談電話が入り、うち、相談時間帯である21日午前10時～22日午前10時までの24時間内に、1488本の電話相談コールが全国各会場に着信した（接続完了率12.5パーセント）。つまり、その差10397コールは迂回先設定などをしてなお回線が満杯となり、通話中のため着信できなかったり、相談者が着信前に断念したコールと推測され、相談電話が全国から殺到したもののその到底すべての相談に対応することができなかつたということになる。

埼玉会場の相談が終了し、配線廃止工事がなされるまでの間もコールは入り続け、22日午前10時以降も3216コールもの電話がかけられていたことが記録データとして出ている。この分野における広い相談ニーズの存在が明らかになるとともに、非正規労働

働に関する電話相談を実施する場合にはおける開設時間帯についてもその相談分布状況が時間別に明らかとなった。（詳細の分析は現在集約中であり、その結果は8月中下旬に改めて報告する予定である。）

相談実施時間帯（24時間内）におけるコール数は8609件であり、相談会場に繋がった呼数は1488件であり、接続完了率は17.2パーセントであった。

相談者の発信地域別利用状況は、コール数が1798件の福岡県弁護士会管轄基地局内からの架電が最も多く、次いで、大阪（1318件）、東京（709件）、兵庫（482件）、鹿児島（429件）、埼玉（409件）、愛知（402件）、神奈川（358件）、京都（264件）と続いており、ここまでのコール数の合計で、相談時間内におけるコール数の50パーセントを超えている。

うち、総数約1300件ものホットライン相談票の形で相談集計が上がってきている。

途中集計（2008年7月30日時点）であるが、相談者の内訳は、労働相談が655件、うち、非正規雇用における相談が480件、正規雇用における相談が151件であり、労働相談のうちの約73.2パーセントが非正規雇用（パート・アルバイト／契約社員・有期雇用／派遣／請負・業務委託）における労働相談であった。

一方、生活保護相談は、406件であり、保護受給中の相談者からの相談が145件、保護受給前の相談者の方からの相談が282件であった。生活

保護相談において、約69.4パーセントが保護を受給していない方からの生活困窮相談であった。

さらに、労働相談と生活保護相談の双方に関わる相談も39件あり、働いていても生活することができない、賃金が最低生活費を下回る、いわゆるワーキングプアと呼ばれる状況に陥っている人たちからの相談が入った。継続相談及び受任見込み件数は100件に上った。

労働相談の具体的な内容としては、雇用保険・社会保険の未加入（中には社会保険の適用を免れるためにタイムカードを複数枚作らされているとの相談など）、正規雇用労働者との労働条件の格差、派遣として長期間勤務していたが派遣先が直接雇用を行わない、正規雇用で働いていたが業務委託契約に切り替えられた、業務委託の契約を取っているが実態は派遣で働かされている、10数年間にわたって時間給が上らない、有給休暇が与えられず欠勤扱いとされている、登録型派遣会社に登録をするも仕事が全くない、契約更新の際に契約期間が短縮され、その後の更新はしないという書面へのサインを求められて困っている、自治体の臨時職員として半年契約を一年間にわたって繰り返し返している状況だが、突然更新しないといわれて困っている、24時間労働の隔日勤務で働いており身体が持たない、ダブルワークかけ持ちなどの過重労働・長時間労働に対する相談のほか、契約更新の拒絶、理由のない解雇処分・降格処分、残業代等賃金の不払いの相談が数多く寄せられている。

また、生活保護の相談では、夫が身体障害者認定を受けたが、生活保護を受けさせて貰えず困っている、派遣で働いてきたが仕事がないため収入が途絶え、貯金も底をついたという50代男性からの相談、仕事が見つかからないし、眠れない、病院に行くお金もない、食事を取れず水を飲み餓えを凌いでいるが生活保護が受けられるのかという30代の方からの相談、2人暮らしの息子が病気で入院しているが、医療費が払えないため、困りはてて生活保護申請をしたと言とうと「家があるので無理、3親等以内の親族を調査する」といわれてしまったという60代の方からの相談、うちの県には通院交通費はないと言われ、40分かけて自転車で病院まで通っているという相談、現在居住地に住民票がないため保護申請を受け付けてもらえないという相談、脳梗塞で左手に痺れが残っており、仕事をするのが難しいため、福祉事務所に相談に行くが、仕事を探すように言われ帰されたという相談に加え、さらに、労働相談と生活保護相談双方にまたがる相談として、地方から派遣労働で都心へ来たが、6か月で契約が打ち切られた、会社が借りたアパートの退去を求められてしまうと野宿せざるを得なくなるという30代の方からの相談、年齢制限があり仕事が見つからないので、福祉事務所に行くと言われたという60代の方からの相談、食堂で時給700円で働き、月手取り収入の10万円では生活できない、過去に

生活保護を受けていた際に精神に不調を来した経験があるため、保護は受けたくないが時給を上げてもらうことも難しいとの相談などが寄せられている。

以上

